

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の指定の予定(2件)	(治山林道課) 1
○保安林の指定に係る通知の掲示	(") 1
○保安林の皆伐面積の限度	(") 1

告 示

高知県告示第766号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成19年12月3日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡黒潮町市野瀬字ウワダバヤマ934の2、934の4、934の9、934の10、字イツノラク949の6、949の8、949の9、949の12から949の14まで
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第767号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成19年12月3日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡黒潮町熊野浦字梨木山299の12、299の14、299の34、300

- 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第768号

平成19年10月農林水産省告示第1175号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成19年12月3日

高知県知事 橋本 大二郎

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
室戸市吉良川町甲2234
 - 氏名
池田 禎作
- 保安林に指定する通知の要旨
 - 指定に係る保安林の所在場所
室戸市吉良川町字長者野乙4983、字古矢郷山乙4995の1
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

高知県告示第769号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成19年度第4次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成19年12月3日

高知県知事 橋本 大二郎

- 保安林の皆伐面積の限度
- 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林
(単位 ヘクタール)

	皆伐面積の限度を定める森林又	水源かん養保	土砂流出防備
--	----------------	--------	--------

同一の単位	はその集団の所在地	安林	保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	41.70	530.88
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	771.98	184.76
3 安芸川	安芸市 芸西村	283.16	196.65
4 夜須川	香南市	3.80	2.46
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	791.36	103.91
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,387.06	70.87
7 鏡川	高知市の一部	164.76	8.13
8 本川地区	いの町の一部	526.82	15.44
9 仁淀川	土佐市 春野町 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	628.19	112.53
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	124.24	112.47
11 四万十川上流	中土佐町の一部 檜原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,528.55	195.72
12 伊与喜	黒潮町の一部	36.51	38.86

川			
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,279.02	339.66
14 大方地区	黒潮町の一部	52.74	77.79
15 松田川	宿毛市の一部	100.24	156.84
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	65.00	42.06
17 土佐清水地区	土佐清水市(下ノ加江を除く。) 大月町	172.85	158.63
計		7,957.98	2,347.66

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.48
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.06
4 中央西林業事務所管内	土佐市 春野町 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事	須崎市 中土佐町 檮原町	10.70

務所管内	津野町 四万十町	
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.82
計		33.90

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	68.08
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	55.78
4 中央西林業事務所管内	土佐市 春野町 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	19.40
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	3.20
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計		149.84